

運営審議委員会に関する規則の一部改正について

平成 23 年 8 月 3 日

(下線部変更)

新	旧
<p>(構成)</p> <p><b>第 2 条</b> 委員会の構成は、以下のとおりとする。</p> <p>1 <u>加入第 1 種金融商品取引業者等</u> (苦情解決支援とあっせんに関する<u>業務規程第 2 条第 22 号</u>に規定する<u>加入第 1 種金融商品取引業者等</u>をいう。以下同じ。) の役職員 8 人以内</p> <p>2 自主規制団体 (定款第 3 条第 10 号に規定する自主規制団体をいう。以下同じ。) の役職員又は学識経験者 <u>9 人以内</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p> <p>(小委員会)</p> <p><b>第 10 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 小委員会の委員は、委員会の委員長が、委員会の委員、<u>加入第 1 種金融商品取引業者等の役職員、自主規制団体の役職員又は学識経験者のうちから</u>指名する。</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>4 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。</p> <p>2 この改正の施行後最初に選任される</p>	<p>(構成)</p> <p><b>第 2 条</b> 委員会の構成は、以下のとおりとする。</p> <p>1 協定事業者等 (苦情解決支援とあっせんに関する<u>規則第 2 条第 11 号</u>に規定する協定事業者等をいう。以下同じ。) の役職員 8 人以内</p> <p>2 自主規制団体 (定款第 3 条第 10 号に規定する自主規制団体をいう。以下同じ。) の役職員又は学識経験者 <u>8 人以内</u></p> <p><u>3 理事長が指名する理事 1 人</u></p> <p>(小委員会)</p> <p><b>第 10 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 小委員会の委員は、委員会の委員長が、委員会の委員、<u>協定事業者等の役職員、自主規制団体の役職員、学識経験者又は理事のうちから</u>指名する。</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>4 ( 省 略 )</p>

新	旧
委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成24年6月30日までとする。	

以 上